

1 事業名

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

2 事業の概要

令和6年8月8日に人事院から国家公務員の給与の引上げが勧告されたことに鑑み、本市の任期付職員の給与についても国家公務員に準じた措置とするため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

(1) 給料

号給	現 行	改正後
1	380,000 円	392,000 円
2	427,000 円	440,000 円
3	477,000 円	492,000 円
4	539,000 円	555,000 円
5	615,000 円	634,000 円
6	718,000 円	740,000 円
7	839,000 円	864,000 円

(令和6年4月1日から適用)

(2) 期末手当

① 令和6年度

区 分	期末手当支給割合	
	現 行	改正後
6 月 支 給 分	1.7 月	現行どおり
1 2 月 支 給 分	1.7 月	1.75 月
年 間 支 給 割 合	3.4 月	3.45 月

(令和6年12月1日から適用)

② 令和7年度以降

区 分	期末手当支給割合	
	令和6年度	改正後
6 月 支 給 分	1.7 月	0.95 月
1 2 月 支 給 分	1.75 月	0.95 月
年 間 支 給 割 合	3.45 月	1.9 月

(令和7年4月1日から適用)

(3) 勤勉手当の新設

区 分	勤勉手当支給割合	
	令和6年度	令和7年度
6 月 支 給 分	—	0.875 月
1 2 月 支 給 分	—	0.875 月
年 間 支 給 割 合	—	1.75 月

(令和7年4月1日から適用)

(4) 特定任期付職員業績手当の廃止

3 他自治体の類似する政策等

人事委員会を置かない県内他市等において、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【給料及び期末手当・勤勉手当の改正による影響額】

428 千円

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第20号 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第1条関係）

（給与に関する特例）

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

2～5 略

（給与条例等の適用除外等）

第7条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

3 略

（給与に関する特例）

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

2～5 略

（給与条例等の適用除外等）

第7条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

3 略

◎所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条関係）

(給与に関する特例)

第6条 略
2～3 略

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額
の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例等の適用除外等)

第7条 所沢市一般職員の給与等に関する条例(昭和26年告示第8号。次項において「給与条例」という。)第3条から第4条まで、第6条の2から第8条の2まで及び第8条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項、第17条の3第2項及び第17条の6第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第17条の6第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年告示第73号)第2条第2項に規定する初任給調整手当、扶養手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、特定任期付職員には、支給しない。

(給与に関する特例)

第6条 略
2～3 略

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例等の適用除外等)

第7条 所沢市一般職員の給与等に関する条例(昭和26年告示第8号。次項において「給与条例」という。)第3条から第4条まで、第6条の2から第8条の2まで、第8条の4及び第17条の6の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

3 所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年告示第73号)第2条第2項に規定する初任給調整手当、扶養手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当は、特定任期付職員には、支給しない。